

## 第70課 商事売買及びその他の商法上の契約等

すでに触れたとおり、商法は、民法の特別法として、民法中の契約に関する規定を修正し、あるいは民法にはない種類の**契約**についての規定を設けるなどしている。また、各種の**営業形態**について定め、その営業を営む者にふさわしい権利義務についての規定を置いている。ここでは、商法が民法を修正している例として、売買を例にとろう。

商法が適用される売買を「商事売買」といい、当事者の一方または双方にとって商行為である売買を意味する。しかし、日本における商事売買は、圧倒的に商人間の売買が多く、商法の規定も、民法の適用を前提とし、商人間の売買について、商取引の迅速性の要求に応じ、不安定な取引関係に可能な限り速やかに決着を付けることができるように民法の原則に修正を加えたものであり、民法の原則よりも、売主の利益を強く保護するものとなっているという特徴がある。商事売買について、商法は、民法を修正する形で次の5か条の特則を設けている。

### ①売主の自助売却権（商法第524条）

買主が目的物を受け取らない、あるいは受け取ることができないときには、売主はその目的物を競売して代金を回収することができる。民法にも同様の制度があるが、民法の場合には裁判所の許可が必要である。

### ②確定期売買の解除（商法第525条）

期限に履行されなければ意味がなくなってしまうような売買（例えばクリスマス商品の取引など）については、売主が期限に履行をしない場合には、買主が直ちに履行を請求しない限り、解除の意思表示がなくても、当然に解除したものとみなされる。民法にはこのような制度はない。

### ③目的物の検査・瑕疵通知義務（商法第526条）

これについてはすでに説明した（第69課参照）。

### ④目的物の保管・供託義務（商法第527条）

目的物の瑕疵や数量不足により買主が売買契約を解除した場合には、通常は、買主は目的物を返還する義務を負うだけであるが、商事売買の場合には、売主がその物について転売などの適当な措置をとることができるようになるまで、売主の費用負担で、買主に保管又は供託をする義務が課されている。物品の返還に伴う危険を少なくするための特則である。物品がそのまま置いておくと滅失したり毀損したりするおそれがある場合には、裁判所の許可を得て競売し、代金を供託する必要がある。

### ⑤注文しない物品の保管・供託義務（商法第528条）

注文していない品が間違って届いた場合にも、商事売買の場合は、④と同様の義務が買主に課される。

## 1 重要語句

### a 商法上の契約

商法は、①民法にも規定のある契約に関する規定を修正したり、②民法にはない契約についての規定を置いたりしている(商法上の典型契約)。①は、本文で取り扱った商事売買(商法第524条以下—民法の売買(民法第555条以下)に対する特則)と商事寄託(商法第593条以下—民法の寄託(民法第657条)に対する特則)がそれであり、②は、交互計算(商法第529条)、匿名組合(商法第535条—「組合」と名が付いているが、民法の組合とは全く性格の違うものである)、物品運送(商法第570条以下)、旅客運送(商法第590条以下)、保険(商法第629条以下)である。また、商法はその第4編「海商」において、船舶を使用する運送業等に関し、さらに特則を置いている(商法第737条以下—傭船契約、商法第777条以下—海上旅客運送契約、商法第815条以下—海上保険契約など)

### b 商法に規定されている営業

また、商法は、各種の営業につき規定を設け、当該営業行おう者の権利や義務を特別に定めている。このような形で商法に定められているのは、仲立営業(他人の間の商行為を媒介する営業—商法第543条以下)、問屋営業(自己の名をもって、他人のために物品の販売や買い入れを行う営業—商法第551条以下)、運送取扱営業(自己の名をもって物品運送の取り次ぎを行う営業—商法第559条以下)、運送営業(物品又は旅客の運送をする営業—商法第569条以下)、場屋営業(旅館や飲食店など、人が集まるような建物を使っての営業—商法第594条以下)倉庫営業(他人のために物品を倉庫に保管する営業—第597条以下)、である。

### c 供託

供託とは、支払わなければならない、あるいは引き渡さなければならない金銭や有価証券がある場合に、これを相手が受け取らなかつたり、あるいは、権利関係に紛争が生じていたりして、誰に払い、あるいは渡せばよいか分からないような場合などに、その金銭や有価証券を国の機関に預ける制度である。供託をすることによって、債務者は債権者に弁済をしたのと同じことになり、履行の責任を免れることができる。この場合、債権者は、受領する条件が整い、あるいは受領する気になった場合に、供託された金銭や有価証券を国の機関から受け取ることになる。この国の機関を「供託所」と言い、法務省の管轄下にある全国の法務局が供託所となっている。供託については「供託法」という法律と「供託規則」という法務省令にその手続等が詳しく定められている。